

様式(細則 5-2)

令和4年10月18日

浜田市議会議長 笹 田 順 様

議員名 芦 谷 英 夫

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため(視察・研修)を(実施・受講)したので、その結果を報告します。

記

1、期日 令和4年10月7日(金)

2、研修内容 シンポジウム「罪に問われた人の社会復帰支援」

～「よりそい弁護士制度」の実現に向けて～

3、研修先 広島市

4、調査経費 交通費(高速バス) 5,440円

5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



シンポジウム「罪に問われた人の社会復帰支援」出席のため

令和4年10月18日

- 1 日 時 令和4年10月7日（金）9時30分～12時
2 場 所 広島市（ANAクラウンプラザホテル広島）
3 プログラム 基調講演「刑事政策の新たな動向—再犯防止と社会復帰支援—」中島 学氏
調査報告「矯正施設に対するアンケート実施報告書」工藤舞子 弁護士
パネルディスカッション 「よりそい弁護士制度の実現に向けて」

4 概 要

- ①（中島 学 元札幌矯正管区長）出所者の再犯防止などの社会資源として、よりそい弁護士制度ができるることは重要であり、愛知、兵庫、札幌、広島などで制度化され、東京、山梨、大阪、仙台、福岡、高松などで準備が進められている。
- ②この制度導入により、問題がいたずらに焦げ付く、親族や親子間の悪化、当人自身の生きづらさをさらに強めるなどの悪循環に陥ることを避けることができ、専門的な立場の人が介入することで、一歩間違えての再犯を防ぎ、大きなトラブルの未然防止につながる。
- ③実際に活用したケースを支援者、他の弁護士、矯正施設、保護観察所などに地道に周知し、様々なケースについて共有しその成果を協議する。法律を犯した少年、犯罪者に対して確かな大人、法律のプロの弁護士が寄り添うことが重要で、そのことで再犯や再非行が減る。
- ④当事者が相談できる人もあるが、相談が苦手な人もあり、苦手な人に相談しやすい環境づくりが重要で、そのため細くても自然体でつながり続ける。監視、管理、指導されている感じると相談ができにくくなり、つながりも途切れてしまうことになり、そのことを回避する必要がある。
- ⑤（工藤）調査は出所者の、居住先や就労先などの調整、生活保護や年金の申請、医療・福祉的支援や家族関係などの調整、薬物依存やアルコール依存克服活動、暴力団からの離脱問題など、被害者に対する対応、などについて実施した結果、出所者の社会復帰に必要な事柄が明らかになった。
- ⑥（パネルディスカッション 富田敦史 裁判官）「反省は一人できるが、更生は一人ではできない」という言葉があり、刑務所と社会を往復する人が多く、犯罪を繰り返さないため何が必要か、社会はどうするのか、模索し支援する体制や制度をつくる必要があり、この制度はその第一歩である。
- ⑦（田原裕之弁護士）愛知県弁護士会として、罪に問われた人の社会復帰、再犯防止を支援する弁護士の活動などについて、必要性、相当性、社会的重要性などに照らして制度化し、入口支援では、保護観察所、生活保護、就労先への同行支援を行い、出口支援では、就労先、帰住先、入院先、生活保護の調整などを行っている。
- ⑧（仁井恭子 地域生活定着者支援センター）センターは各都道府県に設置され、支援者へのコーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務などを行っており、施設への入所、住居の確保や入居、障がい者認定手続き、福祉サービスの申請などの支援を行っている。

5 所 見

- ①シンポジウムでは、島根あさひと美祢の社会復帰促進センターのことが紹介されたが、島根あさひは、地域の思いに寄り添い共に創っていくとしており、地域の力、国の経験、民間のノウハウを融合したモデルをつくるとしており、市としてもこのことに沿った連携と支援が必要である。
- ②県に地域生活定着支援センターが設けられ、矯正施設から退所した後、福祉サービスなどの利用の支援を行うとされており、この業務の受託者の県社協や市社協と一層の連携を図る必要がある。
- ③市として、住居確保、就労、障がい者手続き、生活保護、地域活動などの支援をする必要があり、住宅、雇用、福祉分野の体制を整備するとともに、具体的な連携支援体制をつくる。
- ④社会復帰支援に重要な役割を担う保護司制度は、定員割れ、高齢化が進み、制度が機能させることができ危ぶまれており、市としても保護司の人材確保、制度の支援などが必要となっている。一以上